

燕市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の
一部改正について

燕市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（平成
18年燕市条例第42号）の一部を次のように改正するものとする。

令和元年12月10日 提出

燕市長 鈴木 力

記

燕市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の
一部を改正する条例

燕市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(平成
18年燕市条例第42号)の一部を次のように改正する。

第5条第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 給料を支給される職員 法第2条第4項に規定する平均給与額の例によ
り実施機関が市長と協議して定める額

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の燕市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害
補償等に関する条例第5条の規定は、この条例の施行の日以後に発生した
事故に起因する公務上の災害又は通勤による災害に係る補償について適用
する。